

鎮將府日誌
神奈川府日誌

從一卷至十八卷
從第一至第四
同別第一卷

特別
14
696
80



車事
行
行
行

[Faint, mostly illegible handwritten text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side. Some words like "Wood" and "Spencer" are faintly visible.]

418
696
80

鎮將府日記

從一卷至十八卷



小寺
玉口文庫



慶應四年戊辰分

鎮將府日誌

第一



鎮新府日誌第一

七月廿七日 至八月廿日

御書

朕今萬機之親裁之億兆之如撫之江天東國
第一の大鎮四方輻輳之此宜親臨以具政之
海内一家東西向視之江天東國衆庶此意之體也

奉長

下日

皇前御保護日達不_レ定_レ為_レ立_レ少_レ是_レ不_レ定_レ作_レ事_レ年
御巡幸萬民之疾苦也臣等固度深也

敵慮の如し
海軍の如し
山形 奉戴後 奉戴後 奉戴後 奉戴後
日 奉戴後 奉戴後 奉戴後 奉戴後
不 奉戴後 奉戴後 奉戴後 奉戴後
職 奉戴後 奉戴後 奉戴後 奉戴後
系 奉戴後 奉戴後 奉戴後 奉戴後

御希生書
東京江口勤
鎮將 右 東國事務の總裁
議定 右 立法の權を執り 議政官の體を法を定む
參與 右 立法の權を執り 議政官の體を法を定む
辭筆 右 立法の權を執り 議政官の體を法を定む

一 判事分課

軍務 會司 行政官の體を法を定む

一 史官

筆生 右 鎮將被差置東國政務御委任に
右 鎮將被差置東國政務御委任に
右 鎮將被差置東國政務御委任に

一 東京府

知府事
判府事
權判府事

京府 申及諸府縣 政務一定の規則を為すに便
山形 申及諸府縣 政務一定の規則を為すに便
山形 申及諸府縣 政務一定の規則を為すに便
山形 申及諸府縣 政務一定の規則を為すに便
山形 申及諸府縣 政務一定の規則を為すに便

肝癸山本

七月

大總督官鎮臺上

免三條右大臣鎮將上

作有少事

但自今鎮臺有之稱被廢少事

一 陸奥東十二ヶ所諸藩及中下大夫上士等上京

一 并上諸藩一ヶ所鎮將等上京

一 陸奥東十二ヶ所諸藩公卿入一五人宛東京

一 陸奥東十二ヶ所諸藩

一 陸奥東十二ヶ所諸藩

一 陸奥東十二ヶ所諸藩

古

七月

陸奥東十二ヶ所諸藩社寺三度所諸藩府藩縣

作有少事

東條神社大社向官位等

内

東條神社大社向官位等

作有少事

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

東條神社大社向官位等

八月

朝威山深險有... 不可... 若... 年...

八月... 日五... 治...

... 治... 治... 治... 治...

八月

... 治... 治...

三萬... 萬...

下賜...

...

鎮將... 八月...

八月... 治...

... 治... 治... 治...

古井...

...

新發...

... 八月...

文通

... 治... 治... 治...

由五洲山而北着... 六万... 大... 下...

○同日... 八月廿五

令... 八月... 横... 军...

鎮將... 日...

分... 至...

○八月六日... 川...

辛...

鷲... 出...

横川...

氏... 巡察...

仰...

○月七... 春... 進...

薩... 備... 大... 兵...

右... 侍... 合... 仰...

白... 三... 廣...

和... 因...

右方人情實... 一旦賊徒一掃... 形通... 亦...
及正歸順賊... 掃攘官軍... 遂... 乃...
關食... 以... 思召... 免... 是... 至... 業...
爾後... 方向... 確定... 王事... 可... 相... 關...
亦... 亦...

右急連書

作

右... 人

○今... 布告書
今般改... 江... 新... 東... 京... 是... 這... 江... 城... 鎮... 將... 府... 子...
會... 計... 局... 下... 政... 令... 以... 原... 事...
少年
八

鎮將府... 誌... 第四

八月九日... 至... 同... 十二日

○八月九日... 布告書

吉良... 武田... 侍從

自今... 朝... 臣... 力... 加... 本... 祿... 郡... 下... 賜... 中...

鎮將... 新... 向... 方... 不... 個... 由... 等... 官... 亦... 以... 業... 中... 鐵... 鑄... 去...

見... 律... 例... 處... 之... 始... 發... 發... 發... 之... 入... 之... 本...

○八月十二日... 布告書
親... 夫... 官... 已... 上... 中... 仕... 例... 外... 下... 馬... 下... 舞... 本...
中... 夫... 以... 下... 領... 官... 馬... 札... 官... 下... 馬... 下... 舞... 本...
三... 穿... 官... 已... 下... 及... 及... 及... 領... 諸... 侯... 官... 官... 官... 通... 行... 本...

御書
八月
御書
八月
御書
八月

今日御書
今日御書
今日御書
今日御書
今日御書
今日御書
今日御書
今日御書

鎮將日誌第六
八月十二日御書

一場大御言
一場大御言
一場大御言

先般御書
先般御書
先般御書
先般御書
先般御書
先般御書
先般御書
先般御書

德川書
年役中

其書

朝庭御奉公以山中持山管者八將將者之氣
分年御奉公以山中持山管者八將將者之氣
御奉公以山中持山管者八將將者之氣
御奉公以山中持山管者八將將者之氣

田中律則言於書
御奉公以山中持山管者八將將者之氣
御奉公以山中持山管者八將將者之氣
御奉公以山中持山管者八將將者之氣

奉類御上

八月

田中律則言

度類御上

可奉類御上

荒州後重書
御奉公以山中持山管者八將將者之氣
御奉公以山中持山管者八將將者之氣
御奉公以山中持山管者八將將者之氣

鎮將守日誌第七
○八月十九。御沙治書

見先表致書防免免中津今治人吉
表由法取有法申於攻守
御沙治書
藝州藩
右三藩下交代今市
為所書

八月

中津藩
今治藩
人吉藩

右今市表致書防免免見先表致書衛被
御沙治書

八月

御沙治書

軍監守鎮撫方
御沙治書
守衛方

御沙治書
八月

大河内刑部輔

先般之方合家大河内皇前本津川度其免其助之
也者其係之皇官位少如皇皇其領下皇
謹與及諸臣管治。天致其也其後の上向給方地
方免賊暴動。其係其後。上向給方地
召上更。皇前。其係其後。上向給方地
天致其也其後。上向給方地
亂。其係其後。上向給方地
謀。其係其後。上向給方地
向其者。其係其後。上向給方地
之。其係其後。上向給方地
御沙治書
八月

大河... 本日... 御預... 精... 入下

其方... 作... 肥前... 入下

其... 精... 休兵... 入下

鎮將身日誌第八

○八月十七日所為記事

松下嘉幸

自... 朝... 八月

○同日

水...

於... 思... 八月

右... 入

一金...

右日文

一金三萬三千支

本支銀母

右日人

清勝丹

右日人

右日文

一金三萬支

八月

○同日廿二日御布告

外因交際之儀改由山形結之由被認入之對
粗忽之儀改由山形結之由被認入之對
雜事之儀改由山形結之由被認入之對
其之及西洋之由被認入之對
此其等之儀改由山形結之由被認入之對

自由布告
其儀難被為行由山形結之由被認入之對

同日御布告

又之更始之御盛典此之為人材御養育之
思食之由結之大學校之御興建不可為在之
多事之折切其儀難被為行由山形結之由被認入之對
是之由結之大學校之御興建不可為在之
日之由結之大學校之御興建不可為在之
作月且三百儀以下之方者其由結之由被認入之對
山形結之由結之大學校之御興建不可為在之
曾之由結之大學校之御興建不可為在之
作之由結之大學校之御興建不可為在之

御達書

二十倍完

五子石以下三子石
云子石以下三子石
子石以下三子石
云子石以下三子石
子石以下三子石
云子石以下三子石
子石以下三子石
云子石以下三子石

五子石
云子石
子石
云子石
子石
云子石
子石
云子石

御布告書

使渡山
皇上海東京
行各各
伯各各
御布告書
三別宮内諸候

鎮將每日誌事九

駁河漢重役
品川
去十九日夜何方
連日依
書面
而因

八斗

學園
勝日
山園

駁河漢重役
品川
去十九日夜何方

并右
天朝
潛亂
家
為
朕

田安
松年

右園文
但君初
管內
不
不
不
不

八寸

徳川家 徳川家
後世 徳川家
織田 徳川家

○同大八 柳庄法書

徳川家

是之 法也 徳川家 十五万二千五百
元 徳川家 徳川家

八月

鎮野府日記第千

肥後藩書

本月十日於諸口接賜之
不寄手少方由和事
小隊若谷名一
是月十日於諸口接賜之
不寄手少方由和事
小隊若谷名一
是月十日於諸口接賜之
不寄手少方由和事
小隊若谷名一

今も亦た... 十二... 横... 勢... 日... 大... 此... 日... 此...

八月

長...

年... 風...

鎮新府日記第十一

下田... 廿九日... 傳人... 何... 我... 軍... 等... 揚...

八月廿一日
八月廿二日
八月廿三日
八月廿四日
八月廿五日
八月廿六日
八月廿七日
八月廿八日
八月廿九日
八月三十日

去村長之書

山内信書

增西京

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

相鶴丸

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

歸國之兵隊

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

高濱藩書

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

九月廿一日

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

德川藩脱艦下向港下澤舟系係

御沙汰書

三月廿九年... 御沙汰書

九月

鎮將身日誌并十二日

御沙汰書

九月

鎮將身日誌并十二日... 御沙汰書

御沙汰書

御沙汰書

御沙汰書

鎮將身日誌并十二日

御沙汰書

御沙汰書... 御沙汰書

御沙汰書

御沙汰書... 御沙汰書

御沙汰書

御沙汰書... 御沙汰書

御沙汰書... 御沙汰書

第

大德智府三萬軍監
八月
炸川榮茂

鎮將府日誌卷十二

舊屋尾紀水二處善旗下
若前之借五稅之改
不存筆
外借金
本改稅
此後
此後
此後

印田古書

月運一節

王
留
九月
加
加

鎮將月日誌十五

仰西書

因法下古
名味能所
屬屬屬屬

今般中從鉞子... 德川... 橫... 廣... 鎮... 推計

九月

大慈曾府參謀

富士艦

廣廈... 清水港... 飛龍丸

飛龍丸

右日文

武藏丸

右日文

右日文

白尾丸

中島丸

石井丸

右日文... 廣廈... 飛龍丸... 武藏丸... 白尾丸... 中島丸... 石井丸

今茲維新... 所創為年... 九廿

山田信貴

阿川繁子

軍監... 免中本

清... 初川藩... 九廿

鎮將府日記卷第六

太政官被 仰書

今般... 御大禮... 御一介... 仰書

詔書... 明治元年九月八日

九月八日山田書

三千石
二千石
三百石
四百石
二千石
一千石
三百石
五千五百石
今殺被
召出本孫如舊下
二月十日御布生是書
出未等申付金氣

本多駒之助
進信
長信
松平
本多
大久保
酒井
未女

御布生是書
出未等申付金氣
九月十日御布生是書
出未等申付金氣

九月十日御布生是書

九月十日御布生是書
出未等申付金氣

九月十日御布生是書
出未等申付金氣

九月十日御布生是書
出未等申付金氣

織田 織田 織田
松平 松平 松平
山崎 山崎 山崎
大久保 大久保 大久保
以上

大友 大友 大友
山崎 山崎 山崎
大久保 大久保 大久保
井上 井上 井上
道 道 道

鎮將守日誌第十七

太政官被仰出書

東京
御出書

御出書來見御出書定之

九月十四日
先般統祖美加保丸為外被中總那子漢
御出書來見御出書定之

人救之乃免于溺死之解上層救札談於清康寺人來
 在捕物之室西川路之百捕物人及之子余沈没於
 少波江救其九拾路旁之多是潛伏謀謀諸小流不存於
 神少是早彈其六以之方其各處中合精捕縛方
 盡力之也少年

先股脫體之狀後之方領之條列那子浦邊有正康初
 及橫河川之狀入金之薄不之番少余依之謹此可

九月廿九日
 九月廿九日

鎮將有日誌第十八
 九月廿九日

宮之御書之若月之鎌倉五山之知人の武田之信房全
 夫役之水指事之百肆之過免難限不意是折長有依
 身之少之此案流難之救之至少之不容見其身

印信之送利限之九不意之次後之而少少
 從信信之補津為悲施惠之上昔年下波江者少信書其物
 紙生之少少少之引之不和其物有及之送之少少下
 九月廿九日

印信之送利書
 本在廿三日少少社年諸札何少少物之東京少少
 九月廿九日

府内社寺之儀列我之也
山内社寺之儀列我之也
山内社寺之儀列我之也
山内社寺之儀列我之也
山内社寺之儀列我之也

勅命大社寺之儀將才
一往寺所奉之儀儀
山内社寺之儀列我之也

○日廿二。卯時

西尾隱岐

高四万三千五百石余
有先般上知
山内社寺之儀列我之也

高二万二千七百石余
有日文
田沼重武

高六千八百石余
有日文
井上河内守

高六万二千五百石余
有日文
山内社寺之儀列我之也

高五万三千二百石余
有日文
山内社寺之儀列我之也

領和為代知政書之之下賜山名
九月

大久保忠務少輔

高六平八百字在在相控回受甲部
經元保三國領白字令殺上知
領和為代知政書之之下賜山名
九月

大河内形部左衛門

高六平八百字在在相控回受甲部
領和為代知政書之之下賜山名
九月

杉平和原書

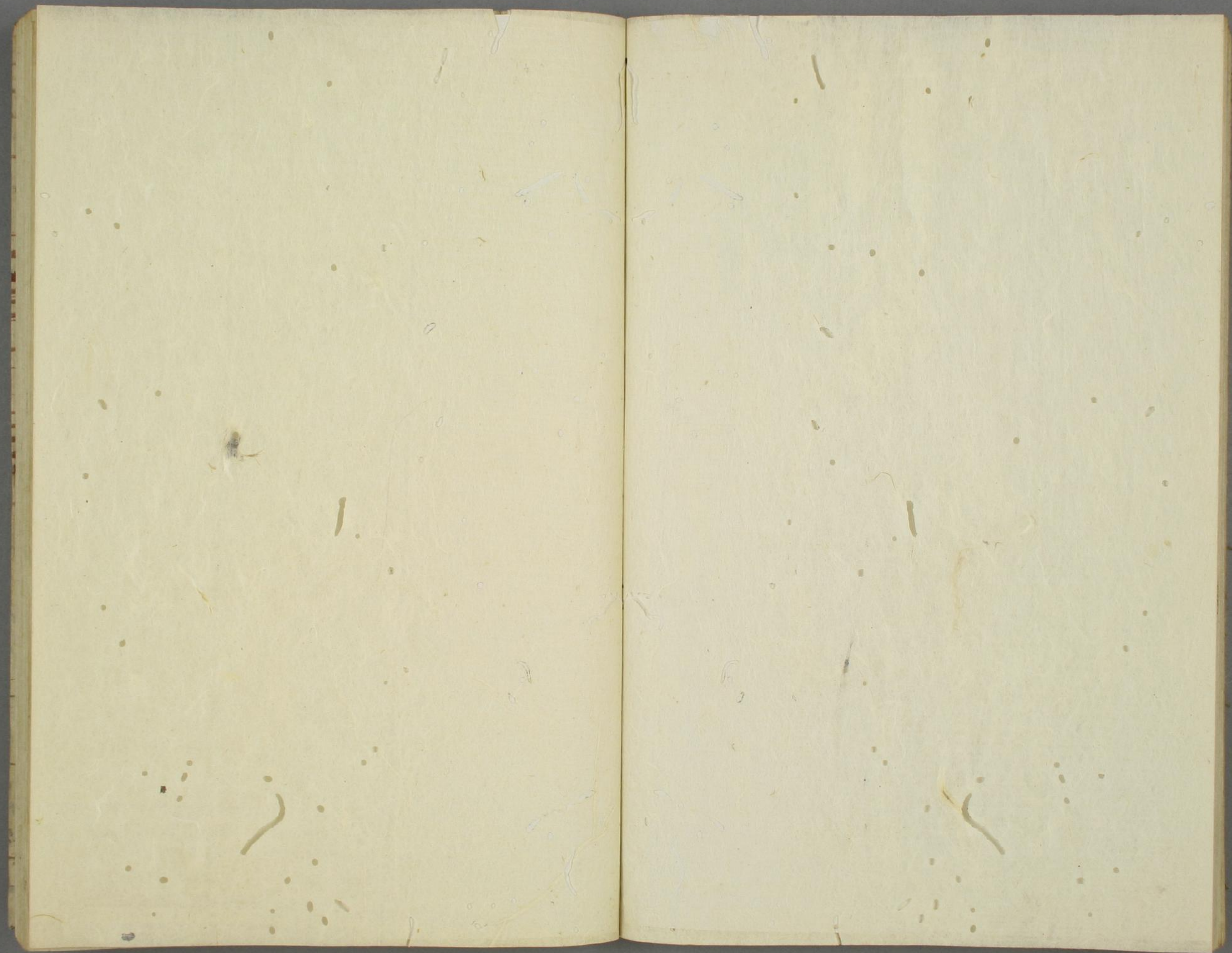
高六平八百字在在相控回受甲部
領和為代知政書之之下賜山名
九月

高六平八百字在在相控回受甲部
領和為代知政書之之下賜山名
九月

高六平八百字在在相控回受甲部
領和為代知政書之之下賜山名
九月

高六平八百字在在相控回受甲部
領和為代知政書之之下賜山名
九月

高六平八百字在在相控回受甲部
領和為代知政書之之下賜山名
九月



金川日誌

羅士
學
記



秋後路新報
金川日誌

別集

庄因中左右原倉右衛門尉取候第
懷中右之候書之寫

自羽我列藩軍務勳督等謹告
普魯士國領事官我日本國自定和親通商之事而
來海外各國相共未往萬里風濤視如坦途貴國於
是亦抑盡心導則不止留易一事百般枝葉器裁諸
術之開亦可期日而待實我國之大幸也於是字與
羽越列藩亦有不不可不大告者焉謹按我國自德川
氏復累世繼承之政權於朝廷天子勿冲萬機草
創而奸臣乘隙挾私意以擅朝權是以其所令無一
者由乎至誠惻恒之意而專逞殘酷殺伐之威靈服
天下諸侯天下諸侯畏其凶熾爭為之驅役而中心
不敢不服者蓋十八九則祖宗神靈之所照鑒天下億
兆之存勢之齒不而元惡誅而大義顯兄弟和而君
臣睦亦勢之齒不而元惡誅而大義顯兄弟和而君

也寧省此理乎我與列國若上下察其如此
 公議一定固盤相結以伸大義於天下而強暴之來
 者擊卻之其去者不必追以維持我國而待天子聖
 册之治而已矣顧海外各國諸公使領事官等旁觀
 熟視早已自有洞察之矣雖然我列藩國盈之心苟非
 託之文字以明白其情實則邪正曲直之辨或不了
 了而奸賊等偽造王命以亂其順逆亦不可不慮也
 是以敢告焉望 領事官諒僕輩之至衷明其無他
 則於結信締交之華亦大有所關涉也伏惟虛懷高
 量勿咎其唐突則幸甚幸甚

慶應四年六月

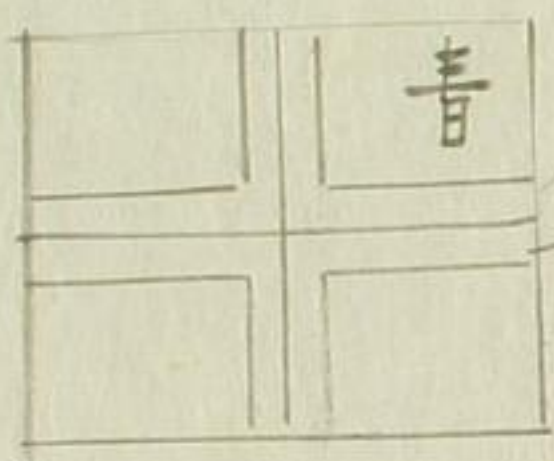
仙臺藩 華名敦貞 色部長門
 會津藩 長岡藩 長原金吾門

石岡文之書翰各國領事官之毛差遣之候由

○新瀉官軍艦ヨリ到來セシ書狀之寫

新瀉英船一艘被泊
 一艘名 大坂
 一艘名 秀之リ石存

此合ハ二十五日暮前新瀉着
 船印 百未



舊橋ノ次第

廿五日之夜八ノ時頃其津丸丁卯丸トモ新瀉ハ船花ヲ揚津
 丸ヨリ柳ノ人等間指指薩人通テ善ク入一人今日暮方
 著ノ船ハ船花ヲ揚揚ス
 尚曰何處ヨリ來リ又何ノ用變リラ此處ニ来ルヤ
 彼答曰今月六日頃長崎出帆兵隊五百人計リ其外卷林

至方下議海濱也... 故就言後者... 且其意味... 故就言後者... 且其意味... 故就言後者... 且其意味...

御定... 御定... 御定... 御定... 御定... 御定... 御定... 御定... 御定... 御定...

波田一切... 波田一切... 波田一切... 波田一切... 波田一切... 波田一切... 波田一切... 波田一切... 波田一切... 波田一切...

御定... 御定... 御定... 御定... 御定... 御定... 御定... 御定... 御定... 御定...

此輩の輩面入り... 官軍招撫... 茶田... 西海... 書面... 江... 故幕... 軍艦... 一艘... 二艘... 貴... 四... 但... 方... 食... 明... 由... 帆... 英... 船... 難... 質... 孫... 六... 前... 御... 時... 者... 據... 本... 原... 列... 集... 形... 七... 七... 二... 二... 力... 積... 分... 多... 如... 賀... 守... 細... 急... 二... 入... 百... 度... 軍... 加... 賀... 守... 軍... 艦... 下... 青... 徒... 凡... 交... 其... 貴... 貴... 節... 漸... 為... 二... 哉... 以... 子... 凡... 王... 天... 之... 見... 也... 有... 二... 二... 早... 加... 賀... 守... 上... 若... 延... 以... 也... 右... 外... 國... 械... 市... 買... 入... 夥... 半... 年... 日... 大... 高... 會... 八... 開... 中... 左... 右... 各... 事... 自... 自... 札... 狀... 後... 亦... 會... 議... 錄... 号... 大... 家... 築... 造... 七... 月... 廿... 七... 日... 迄... 也...

○是より以下石原が懷中二有書類ナリ
口濱
此度の海文交納書差上り山見... 先達... 此... 年... 小... 塩... 右... 七月廿四日
銘如次
支三郎

左... 海... 文... 交... 納... 書... 差... 上... 山... 見... 四... 拾... 一... 日... 迄... 三... 十... 五... 日... 迄... 相... 當... 也...

銘如次
支三郎

シヤーロース 六百枚

銅パトロ 二百ツ、漆

付方ハサシワラシス

工場の製造品を貯蔵する

付ハサシワラシス

回パトロ 百、付四、付二

付方ハサシワラシス

物鏡ニ帯ニ付 七枚、付五

付方ハサシワラシス

ビスボル 廿枚、付五

ラツパ 五枚、付五

日本統海置

火柴 但小銃 百、付三

右の通り極上の夏向可被

一枚、付五、付三、付一

四十、付三、付一

付方ハサシワラシス

工場の製造品を貯蔵する

付ハサシワラシス

回パトロ 百、付四、付二

付方ハサシワラシス

物鏡ニ帯ニ付 七枚、付五

付方ハサシワラシス

ビスボル 廿枚、付五

ラツパ 五枚、付五

日本統海置

火柴 但小銃 百、付三

右の通り極上の夏向可被

別冊の重役及中奉行員数
但中奉行員数
軍海軍重役
軍務重役
右新入の重役
此役人の重役

上杉重

重役 邑部長川

加列の重役

仙臺

参考

重役

小西切

山西八

小西切

仙臺

参考

重役

黒井小

仙臺

小西切

仙臺

参考

重役

御役人

玉造 尾吉 丈
比仁加列 彦吉

富田 敬五郎

横尾 東作
星 伯吉郎

金 善吉
新井 彦吉
比仁加列

會 儀

旗 手 年 島

後 人
新 井 彦 吉

新 井 彦 吉
比 仁 加 列

二 中 招 儀

真 田 洋 平 丈

山 田 宗 八

村 上 儀

新 井 彦 吉
比 仁 加 列
彦 吉 彦 吉
年 井 彦 吉

餘 未 四 百 丈

神 奈 川 府 日 誌 第 一

自 辰 四 月 廿 日 至 五 月

○ 横 濱 開 港 以 来 年 之 收 税 高 取 調 書

未 年 分

洋 銀 四 万 二 千 三 百 二 十 六 十 八 十 七 十 四 分

同 四 千 七 百 九 十 一 十 九 十 九 十 四 分

同 一 万 七 百 二 十 六 十 七 十 五 分

洋 金 一 千 二 百 二 十 四 兩 八 十 八 文 二 下

申 年 分

洋 銀 二 十 六 万 二 千 六 百 五 十 八 十 七 十 四 分

同 四 万 五 百 五 十 二 十 三 十 九 分

同 四 万 七 百 八 十 三 十 七 十 八 分

洋 金 二 十 二 兩 一 分 二 厘 二 文 五 下

酉年分

洋銀 二十一万八千六百九十五元二角七分

同 十九千九百七十一元一角二分

同 七千四百三十三元七角七分

同 三十九万七千九百八十八元一角

同 一萬五千八百八十八元一角七分

同 三十八万三千八百三十四元一角

同 三十五万五千四百七十七元一角二分

同 三十四万五千五百六十六元一角二分

同 洋銀 五十二万四千九百九十八元一角二分

同 金 二百三十四兩

同 洋銀 六十三万二千八百九十七元一角四分

卯年分 金 二万九千四百四十九兩一分

洋銀 九万五千五百五十二元二角七分

同 金 四十二万六千八百八十二兩一分

同 洋銀 十四万六千七百七十九元九角四分

同 金 二千七百七十三兩三分

但正月より四月十九日迄

○外國行相願ひ者ん可お取
御印章様

姓名

用紙美濃紙

用紙村紙切

令食

神奈川

身何号

限何々年



生國何國

姓名

支何歳

書通^レ之^レの^レ為^レ修業何^レ之^レを^レ裁及^レ於^レ何^レの^レ世^レ故障
 此^レ籍^レ書^レ之^レを^レ身^レ途^レ中^レ以^レ建^レ國^レ之^レ世^レ故障
 通行^レ也^レ先^レ危^レ急^レ之^レを^レ相^レ若^レ保^レ護^レ有^レ之^レ也
 其^レ由^レ及^レ支^レ下^レ於^レ入^レ也

年号月日

日本神奈川府裁判所



右列の概書

覚

- 一 預海之國丹標之他國之森
- 一 海島ハハハハハハハハハ
- 一 朝之期限延ハハハハハハハハハ
- 一 外國之入列ハハハハハハハハハ
- 一 之案ハハハハハハハハハ
- 一 海條約之條をハハハハハハハハハ
- 一 外國人ハハハハハハハハハ

○正月元日

正月元日

正月元日

正月元日

正月元日

正月元日

正月元日

正月元日

正月元日

正月元日

正月元日

正月元日

正月元日

正月元日

三月三日
六月二日
七月二日
九月二日

○運上存休

三月三日

七月七日

九月二十二日

正月元日

三月三日

七月七日

九月二十二日

正月元日

三月三日

七月七日

九月二十二日

五月五日

七月五日

十二月五日

正月五日

三月五日

七月五日

九月五日

正月五日

三月五日

七月五日

九月五日

正月五日

○古西橋を舟の善作扱
新橋川類古の時を安んずる言ふは將方也

○古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

○古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

○古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

○古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

○古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

○古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

○古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

○古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

○古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

○古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

○古西橋を舟の善作扱
舟の善作扱舟の善作扱舟の善作扱

舟の善作扱舟の善作扱

舟の善作扱舟の善作扱

以... 武... 洋銀... 東又世中將

名四... 姓名四下

○... 武... 洋銀... 東又世中將

武... 洋銀... 東又世中將

武... 洋銀... 東又世中將

武... 洋銀... 東又世中將

武... 洋銀... 東又世中將

維谷呼及頌之聲年喧起亦覺不為志也蓋觀天下
 國大勢互相交通往來之便一將寓于開港之地者
 隨處隨有比固理之存致目下常事也故照三國
 之法從權許許許許許許許許許許許許許許許許
 然一身冒涉萬里滄海而未無如御道其國治業
 後無別孤學難鳴者宜垂仁政普加憐恤至如奸徒
 民犯法背教而害良長者應照例嚴行懲治以
 示懲國各須洞悉此意競之遵之守法勿有違此
 諭

丁卯十月

橫濱大開

凡清國籍民未往日本港者無論何等身本月
 一日為首限三十五天內必當親來投以日本公署
 圖籍以得各牌而遵我法今受我保護無此牌者
 發覺之日嚴行處治殊不寬容各須體會此意
 丁卯十月

各牌費用列于左

- 每名應洋十五員 額辦
- 二名各全 二名各全
- 三名各全 三名各全
- 四名各全 四名各全
- 五名各全 五名各全
- 無牌者

○長四月廿一日至同七月為止追稅銀取至高

- 四月廿一日至同七月為止追稅銀取至高
- 一、金 二十七兩三方東百四員
- 一、洋銀 一萬千七百五十七員十二セト
- 一、金 十八兩二合永百三十六員三
- 一、洋銀 三萬千三百七十四員二十二セト
- 一、金 十一兩一分永二百員

一 洋銀 四万七千六百七十一百八十文
 一 金 八十六兩二方承百八十七文半
 一 洋銀 五万六千三百二十四兩九千九百文
 一 金 九千兩承百二十文
 一 洋銀 八万七千九百一十七文

江戸所々々々の九段者其等出入の往來とありて合出
 江戸所々々々の九段者其等出入の往來とありて合出
 江戸所々々々の九段者其等出入の往來とありて合出

七月二

市波 別事
 別事

江戸所々々々の九段者其等出入の往來とありて合出
 江戸所々々々の九段者其等出入の往來とありて合出
 江戸所々々々の九段者其等出入の往來とありて合出

七月八

市波 別事
 別事

江戸所々々々の九段者其等出入の往來とありて合出
 江戸所々々々の九段者其等出入の往來とありて合出
 江戸所々々々の九段者其等出入の往來とありて合出

市波 別事
 別事

二段... 御委任状三通

御委任状三通

東久世中將

伊斯波尼亞國和親御旨而條約取結之儀願出候處

御許容相成右條約取結之儀願出候處

寺島陶藏

伊斯波尼亞國和親御旨而條約取結之儀願出候處

井國重

右月入言

御旨

神戶川十里四方... 御旨

一 洋銀... 御旨

一 洋銀... 御旨

一 洋銀... 御旨

一 谷鹿... 判事

判事

判事

判事

公... 判事

判事

判事



